

報告第 3 6 7 号

住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度の
セキュリティ対策の実施状況等について

令和 6 年 7 月 1 9 日
地域行政部住民記録・戸籍課
地域行政部マイナンバー担当課

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例第 1 3 条第 2 項及び世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度のセキュリティ対策の実施状況等について、下記のとおり報告する。

記

1 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況とセキュリティ対策

(1) 統合端末の設置状況

- ・住民記録・戸籍課住民記録のほか 2 8 か所に住基ネットを閲覧できる統合端末を設置している。
- ・統合端末の設置環境の保全及び関係職員のセキュリティ意識の維持向上を図ることを目的として、各統合端末設置所属に端末機管理責任者と補助者を設置している。
- ・マイナンバーカードの利用拡大に伴い、まちづくりセンターに統合端末を設置した。
令和 4 年度：5 つのまちづくりセンター（上馬、梅丘、奥沢、祖師谷、上祖師谷）
令和 5 年度：7 つのまちづくりセンター（若林、上町、代沢、松原、九品仏、船橋、喜多見）

(2) 統合端末の不正利用防止

- ・人事異動のタイミングで統合端末設置所属に操作者管理台帳を提出させ、常に権限のある者のみが端末にアクセス可能にしている。
- ・定期的に統合端末の操作ログ分析を行い、不審な操作履歴がないかを確認している。
- ・定期的にログの分析を実施していることを端末機利用所属に周知することにより、不正利用の抑止を図る。

2 住民基本台帳ネットワークシステム関連の各種実績

* 令和 6 年 3 月 3 1 日現在

(1) 特例転出入・継続利用の実績

届出等の種類	令和 4 年度	令和 5 年度	制度開始 (平成 2 4 年 7 月) からの累計
特例転出	1 3 , 6 3 0 件	1 8 , 8 4 5 件	5 7 , 8 1 0 件
特例転入	1 7 , 8 6 2 件	2 5 , 2 7 6 件	8 2 , 1 6 8 件
マイナンバーカード継続利用	3 0 , 7 1 2 件	3 8 , 6 0 3 件	1 3 2 , 8 6 0 件

(2) 住民票広域交付の実績

種類	令和 4 年度	令和 5 年度	制度開始 (平成 1 5 年 8 月) からの累計
証明書の交付 世田谷区で他市町村の住民票を請求	5 6 8 通	5 5 9 通	1 2 , 0 9 6 通
証明書情報の送信 他市町村で世田谷区の住民票を請求	1 , 0 5 7 通	9 0 5 通	2 0 , 7 3 4 通

3 本人確認情報の提供・利用

マイナンバー制度開始に伴い、個人番号利用事務上の事務処理を行う際に住基ネットの本人確認情報()を参照することができることとなった。(住基法 3 0 条の 1 0 ~ 1 5)

本人確認情報・・・氏名、性別、生年月日、住所、住民票コード、個人番号、付随情報

マイナンバー制度の情報連携(平成 2 9 年 7 月～試行運用、平成 2 9 年 1 1 月～本格運用)では、氏名等の基本情報は住基ネットで本人確認情報を照会し、所得等の業務上必要な情報は情報提供ネットワークシステムで特定個人情報を照会することとなっている。

個人番号利用事務を所管する庁内各課の住基ネット利用状況は後記のとおり。

個人番号利用事務別の本人確認情報照会件数 (令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

個人番号利用事務	令和 4 年度	令和 5 年度
住民税	7 , 9 2 6 件	1 1 , 7 8 5 件
国民健康保険	1 , 3 1 1 件	1 , 0 8 8 件
介護保険	1 2 4 件	7 5 2 件
後期高齢	2 件	1 3 1 件
生活保護	2 1 件	3 7 件
児童手当	1 0 , 9 9 6 件	1 0 , 6 8 2 件
児童扶養手当	1 5 1 件	1 8 1 件
特別児童扶養手当	5 8 件	6 7 件
福祉資金貸付	0 件	0 件
予防接種	2 3 件	1 3 件
選挙	3 0 件	6 件
公的給付	2 , 5 9 1 件	2 , 9 4 7 件
合計	2 3 , 2 3 3 件	2 7 , 6 8 9 件

< 個人番号利用事務所管課の住基ネット利用について >

- ・個人番号利用事務所管課(以下「所管課」という。)が住基ネット利用を行う必要がある際は、予め住民記録・戸籍課(以下「住民記録」という。)へ利用申請を行う。
- ・住民記録は当該申請を審査・承認し、所管課の職員に端末機の操作権限を付与する。
- ・所管課の職員は、住民記録事務室に設置している統合端末で住基ネットを利用する。
- ・所管課の職員が住基ネットを利用する際は、事前に住民記録へ予約を行い、利用終了後は利用記録簿を記入する。

4 令和5年度住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議開催状況

- (1)第1回住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議(令和5年8月31日)
<報告事項>
- ・世田谷区における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理に係る役職者一覧(令和5年度)について
 - ・住基ネット庁内緊急連絡網について
 - ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について
 - ・住民基本台帳ネットワークシステム操作ログの分析結果について
 - ・令和4年度住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策定期監査の結果について
 - ・令和5年度住基ネット緊急時対応訓練の実施について
 - ・住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ研修の実施結果報告について
 - ・情報セキュリティ関連研修の実施状況について
 - ・セキュリティ強化対策の実施状況について
- (2)第2回住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議(令和6年3月22日)
<報告事項>
- ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について
 - ・住民基本台帳ネットワークシステム操作ログの分析結果について
 - ・令和5年度区市町村向け緊急時対応訓練の実施結果について
 - ・「世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例」の改正について
 - ・セキュリティ強化対策の実施状況について

5 令和5年度住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策定期監査実施状況

令和6年2月9日実施

<指摘事項>

- ・窓口事務について、概ね適正に行われていると判断する。
- ・DX推進担当部DX推進担当課、地域行政部住民記録・戸籍課及び地域行政部マイナンバー担当課においては、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策及び出張所等の窓口指導について概ね適正な対応がなされていると評価する。
- ・引き続き、多様な側面からのセキュリティ対策を確実に実行していただきたい。

6 マイナンバー制度のセキュリティ対策の実施状況（特定個人情報ファイルにかかる情報セキュリティ対策の実施状況）

- (1) 世田谷区情報セキュリティポリシー（基本方針、対策基準）に基づく運用
- 情報資産管理について
- ・情報資産管理台帳の随時更新
 - ・資産管理ソフトウェアによる情報資産管理（庁内情報網に接続されるパソコン及び導入されるソフトウェアをネットワーク経由で随時監視）
- 物理的対策について
- ・24 時間 365 日機械警備と土日祝日及び夜間有人警備の併用（事務センター）
 - ・生体認証による入退室管理（事務センター）
 - ・IC カード認証による入退室管理（本庁舎の帳票保管庫、サーバ室等 4 箇所）
 - ・情報セキュリティ実施手順による機器、記録媒体等の適正な管理（各課）
- 本庁舎の IC カード認証場所は、TDM 室、帳票保管庫、3 庁 3 階サービスデスク詰所入口扉及びサーバ室入口扉の 4 ヶ所。
- 人的対策について
- ・情報セキュリティ研修等の実施
 - ・情報セキュリティ実施手順書の更新に関する周知を実施
 - ・庁内情報共有サイトによる情報関連知識の共有・セキュリティ意識啓発
 - ・庁内情報共有サイトを用いたセキュリティインシデントに関わる注意喚起
- 技術及び運用における対策について
- ・不正侵入・不正アクセスの監視（攻撃の恐れがある通信を 24 時間 365 日監視）
 - ・内部ネットワークと外部との通信制御（許可されていないプロトコルの遮断）
 - ・迷惑メールのブロック
 - ・ウィルス侵入の防止（メール添付ファイルからウィルスを検出・除去、およびインターネット閲覧時のブロック）
 - ・ネットワーク監視（ネットワーク機器の監視）
 - ・ユーザ管理（不必要なユーザ権限やアクセス権の制限）
 - ・アクセス制御（端末が接続するネットワークエリア、サーバの制御）
 - ・ループ検出・遮断（ケーブル誤接続等による通信障害を検出し、他エリアへの影響を遮断）
 - ・ウィルス感染対策（サーバや端末機のメモリーやディスク上のウィルスを検出・除去）
 - ・クライアント管理（端末機の設定変更やプログラム実行状況を監視）
- (2) 個人番号利用事務における番号確認、本人確認の運用
- ・窓口において個人番号を取り扱う際は、「個人番号を利用する事務における本人確認等に関する事項のガイドライン」に基づいた個人番号の確認と本人確認を実施している。
- (3) 情報セキュリティに関する即応体制の整備について
- ・世田谷区 CSIRT 情報セキュリティインシデント対応マニュアルの改訂
 - ・世田谷区 CSIRT 訓練の実施
- 実施日：令和 5 年 10 月 27 日 実施場所：ブライトホール
- ・セキュリティインシデントの情報共有

7 マイナンバーカードの交付状況等

(1) マイナンバーカードの交付体制

< 交付方式 >

交付時来庁方式 制度開始当初から実施している交付方法

- ・区民が、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へ交付申請する。
郵送・WEB・証明書用写真撮影機
- ・その後、申請者に区窓口へ来庁してもらい、本人確認後にカードを交付する。
カードの暗証番号は、申請者本人がタッチパネルを使って設定する。

申請時来庁方式 平成29年9月20日から実施。顔写真無料撮影サービスあり

- ・交付申請を区窓口で受け付け、本人確認を行う。
カードに設定する暗証番号を「個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書」に記入してもらい、区で預かる。
- ・その後、区はカードに暗証番号を設定し、申請者へ本人限定受取郵便で送付する。
「個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書」は、設定作業の完了後直ちに廃棄（シュレッダー処分）する。

< 本人確認 >

本人確認は国の事務処理要領に基づき、顔認証システムによる判定及び本人確認資料（運転免許証、健康保険証等）の提示により行っている。

< セキュリティ対策 >

- ・カードの交付前設定等の作業は、暗証番号により入室を制限しているマイナンバー担当課内の作業室で行っている。
- ・窓口で本人確認資料の確認や暗証番号設定を行う際は、パーティション等で仕切られた個別のブースを使用している。

< 取扱窓口 >

令和5年度実績

窓口	開設時間	方式
出張所	・月～金：原則 9:30～15:30	交・申
各総合支所マイナンバーカード特設窓口（くみん窓口） 令和3年5月18日から	・月～土：原則 9:30～16:00 第3土曜を除く。	交
マイナンバーカード専用窓口	【令和5年4月1日～令和5年9月30日】 ・月～金：11:00～18:30 ・土、日：9:00～16:30 【令和5年10月1日～令和6年3月31日】 ・月、水、金、土、日：9:00～16:30 ・火、木：11:00～18:30 第3土曜とそれに続く日曜を除く。	交・申
臨時窓口 世田谷以外の各地域で原則月1回開設	・原則土曜又は日曜：9:30～16:00	交・申
期間限定窓口（令和5年1月13日から9月30日まで） * 世田谷区役所第3庁舎1階	・月～金 9:00～16:00	交

交：交付時来庁方式 申：申請時来庁方式

(2) マイナンバーカードにかかる事務実績等

< 交付事務実績 >

マイナンバーカードの交付事務実績

* 制度開始（平成28年1月）からの累計 * 令和6年3月31日現在

状況		令和4年度	令和5年度
交付申請		768,966件	817,413件
内訳	交付済	579,343件	696,053件
	未交付	189,623件	121,360件

マイナンバーカードの交付準備ができているもの（申請者本人からの交付受付待ちの状態）。申請取消・転出・死亡等を含む。

マイナンバーカードの電子証明書発行実績

* 令和6年3月31日現在

証明書の種類	令和4年度	令和5年度	制度開始(H28.1)からの累計
署名用電子証明書	242,960件	139,962件	967,275件
利用者証明用電子証明書	234,701件	95,643件	898,460件

発行とは、電子証明書の新規発行及び更新・再発行等のこと。

累計件数が交付済みマイナンバーカード累計件数より多いのは、有効期限切れ更新・パスワード忘れ等再設定（再発行）を含むためと推測される。

(3) まちづくりセンターにおける電子証明書発行等業務

マイナンバーカードの電子証明書発行等業務は、各総合支所くみん窓口・出張所のみでの取扱いとなっていたが、令和5年3月20日より、一部のまちづくりセンターにおいても取扱いを開始した。

取扱い窓口 * 令和6年3月31日現在

窓口	受付時間
若林まちづくりセンター	月～金 8:30～17:00
上町まちづくりセンター	
上馬まちづくりセンター	
梅丘まちづくりセンター	
代沢まちづくりセンター	
松原まちづくりセンター	
奥沢まちづくりセンター	
九品仏まちづくりセンター	
祖師谷まちづくりセンター	
船橋まちづくりセンター	
喜多見まちづくりセンター	
上祖師谷まちづくりセンター	

取扱い業務

- ・ マイナンバーカードの電子証明書の発行・再発行
- ・ 暗証番号・初期化再設定
- ・ マイナンバーカード交付申請書の交付

発行実績 *令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

証明書の種類	令和5年度
署名用電子証明書	1,299件
利用者証明用電子証明書	1,307件

8 令和5年度マイナンバー制度セキュリティ会議開催状況

(1) 第1回マイナンバー制度セキュリティ会議(令和5年8月31日)

<報告事項>

- ・令和4年度マイナンバー制度セキュリティ対策監査委員会が行う監査の実施結果について
- ・令和4年度特定個人情報ファイルにかかる情報セキュリティ対策の実施状況について
- ・令和4年度情報セキュリティ対策に係る研修・説明会等の実施結果について
- ・マイナンバーカードの交付・運用状況について

(2) 第2回マイナンバー制度セキュリティ会議(令和5年9月28日)

<審議事項>

- ・特定個人情報保護評価の再実施について(住民基本台帳事務、特別区民税事務、介護保険事務、国民健康保険事務)

(3) 第3回マイナンバー制度セキュリティ会議(令和6年3月22日)

<審議事項>

- ・令和6年度特定個人情報ファイルにかかる情報セキュリティ対策の年間運用計画について
- ・令和6年度情報セキュリティ対策に係る研修・説明会等の実施計画について

<報告事項>

- ・「世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」の改正について

9 令和5年度マイナンバー制度セキュリティ対策監査実施状況

令和6年2月9日実施

<指摘事項>

各窓口において事務が概ね適正に行われていると判断され、特段の指摘事項はなかった。

報告第368号

個人情報を含む文書の誤交付による漏えいについて
(個人情報保護条例第4条第2項第2号の報告)

令和6年7月19日
砧総合支所保健福祉センター健康づくり課
総務部 区政情報課

1 事案の概要

本件は、自立支援医療費(精神通院)支給認定申請手続きの際、区民から郵送で預かった個人情報が記載された文書を、誤って窓口に来所した別の区民に渡してしまったことにより、保有個人情報の漏えいが発生したものである。

漏えいした文書の詳細は、以下のとおり。

(1) 名称

自己負担上限額管理票(以下「本件文書」という。)

自立支援医療受給者証(精神通院)(以下「受給者証」という。)とともに都から配布される、自己負担限度額を管理するためのA5程度のサイズの冊子である。東京都が発行しているもので、区が申請者に受給者証とともに配布(原則郵送)し、区民自身が受給者証を利用する際、自身で受給者の氏名を記入する。

また、医療機関受診や薬局利用の際は、その都度医療機関や薬局が医療機関名や薬局名、医療費等を記入する。

(2) 本件文書に係る個人情報の項目(下線は要配慮個人情報)

氏名、受診先医療機関名・利用先薬局名、受診日・利用日、医療費の自己負担額

(3) 漏えいした件数

1件

2 事案の経過

(1) 令和6年4月23日(火) 砧総合支所保健福祉センター健康づくり課(以下「所管課」という。)において、自立支援医療費(精神通院)支給認定申請のため窓口に来所した区民Aに対し、申請書の控えを渡す際、同日付で郵送収受した別人(区民B)の自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書に添付されていた本件文書を誤って渡したものと考えられる。

(2) 令和6年5月7日(火) 12:40 区民Aの利用する訪問看護ステーションより、「5月4日(土)に区民Aの自宅に訪問し書類を確認した際、区民Aが区民Bの本件

文書を持っていたため連絡した。」旨、所管課へ電話連絡があった。この連絡を受け調査したところ、上記（１）のとおり所管課において区民Ｂの本件文書を区民Ａに誤交付した可能性が高いと判断した。

- （３）同日 １３：２０ 区民Ａに電話連絡し、自宅へ伺い回収することへの了承を得る。
- （４）同日 １４：３０ 区民Ａの自宅を訪問し謝罪のうえ、区民Ｂの本件文書を回収した。
- （５）同日 １５：１５ 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第６８条第２項に基づく本人通知として、区民Ｂに電話連絡し、本事案が発生した旨を説明のうえ、謝罪した。また、本件文書の返却方法について意向を伺い、郵送希望の旨を確認した。
- （６）令和６年５月８日（水） 本件文書を区民Ｂに速達で返送した。なお、後日、本件文書が確かに区民Ｂに届いていることを本人へ電話で確認している。
- （７）令和６年６月５日（水） 本件文書には要配慮個人情報が含まれており、本事案は法施行規則第４３条第１号に掲げる事態に該当することから、個人情報保護委員会へ法第６８条第１項及び法施行規則第４４条第２項に基づく報告（確報）を実施した。

３ 本事案における二次被害又はそのおそれの有無について

本件文書は、本事案の発覚後直ちに回収し本人の手元に返却しているため、二次被害のおそれはない。

４ 発生の原因

所管課の窓口では、受給者証の他、精神障害者保健福祉手帳や難病医療費助成、検便等各種申請を受け付けている。窓口が混み合った際、区民の待ち時間の短縮のために、自席で処理中の書類を机の上に置いたまま、窓口応援のため離席することが日常的に行われていた。

また、窓口で受け付けた書類の点検も、区民をお待たせしている状況のなか、短時間かつ自席で行う必要があり、申請書類が取り紛れるリスクが高い状況にあった。

こうした状況の中、窓口での対応を完了させることを優先したことから、交付書類等の確認を怠ってしまった。また、郵送受付の際の同封書類等の記録を行っていなかった。

５ 今後の対応

本事案に関わる職員へ個別に注意・指導するとともに、所管課の職員全員に対し、個人情報の取扱いについて指導を行った。さらに、再発防止に向け、以下のとおり取り組むよう指示した。

- （１）窓口応援等で離席する場合、たとえ離席が短時間であっても自席で点検等処理中の書類については、必ず所定のクリアファイル等に格納し、窓口で受け付けた書類と混在しないようにする。なお、個人ごとにクリアファイルで管理するものとする。

- (2) 作業中の書類が混在しないよう、処理中の書類の保管場所を用意する。
- (3) 本件文書は、通常、申請に不要な書類であるものの、申請に必要な受給者証とセットにして持参する区民が多いのが現状である。ついては、申請に不要な書類は原則預からないことを基本とする。やむを得ず一時的に預かったとしても、処理が終わったら直ちに区民に返却することを徹底する。その際は「●●は申請に不要ですのでお返しします」等、書類名を伝えながら返却することで、より正確性を高める。また、郵送で受け付けた場合も同様に、点検処理が終わったら直ちに申請書の控えとともに返送することを徹底する。加えて、郵送で受け付けた場合、現状では申請に必要な書類の提出があるかどうかの記録はしているものの、不要な書類（本事案においては本件文書）が同封されていたことの記録がなかった。今後は郵送申請の際、不要な書類の同封があった場合には、当該書類名と返却日を申請書に記録することを徹底する。
- (4) 本事案に関わる事務マニュアルは 東京都作成マニュアル、 担当職員用マニュアル、 受付用マニュアルの 3 点あるが、 については更新が煩雑であることから更新がこまめにされず、処理手順の記載が漏れている箇所もあった。今後は定期的に（年 1 回程度）更新するものとし、更に と のマニュアルを一本化し、全ての作業を明文化することで漏れや重複が生じないように整理していく。
- (5) 本事案に関わる申請書類に限らず、書類を区民宛に個別郵送する際は、宛先と内容をダブルチェックした上で封緘することを徹底する。
- (6) 窓口において申請に関する書類を交付する場合や預かった書類等を返却する場合、交付物や返却物について相手方と確認したうえで交付・返却する。

保有個人情報の漏えい等に関する行政機関等の報告義務について

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（漏えい等の報告等）

- 第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
 - 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

個人情報の保護に関する法律施行規則（抜粋）

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

- 第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 五 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

(個人情報保護委員会への報告)

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項(報告をしようとする時点において把握しているものに限る。)を報告しなければならない。

- 一 概要
 - 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
 - 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
 - 四 原因
 - 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - 六 本人への対応の実施状況
 - 七 公表の実施状況
 - 八 再発防止のための措置
 - 九 その他参考となる事項
- 2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から三十日以内(当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内)に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。
- 3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法(電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法)により行うものとする。

(本人に対する通知)

第四十五条 行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

報告第369号

令和5年度 情報公開制度の実施状況について

1 行政情報開示請求の状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況								決定期間の延長	
		全部開示	一部開示	非 開 示			取下げ	拒否	3 0 日まで の延長	3 0 日を 超える延長	
				非開示	不存在	存否応答拒否等					
区 長	4 1 6	1 5 2	1 8 1	3 3	5	2 2	6	4 8	2	3 9	7
教 育 委 員 会	1 7	6	8	2	1	1	0	1	0	2	0
選挙管理委員会	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
議 会	6	1	1	2	0	2	0	2	0	0	0
合 計	4 4 3	1 5 9	1 9 3	3 8	6	2 6	6	5 1	2	4 1	7

2 不服申立ての状況

件 数	処 理 状 況				
	処理済	審査中	取下げ	却 下	その他
4	0	4	0	0	0

4 令和5年度区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナー利用状況

	閲覧者数	貸出件数	貸出冊数	有償刊行物等 販売件数	DVD等 貸出件数	コピーサービス 枚数
区 政 情 報 セ ン タ ー	12,661	34	59	3,077	35	12,542
北 沢 区 政 情 報 コ ー ナ ー	5,055	2	2	59	0	3,495
玉 川 区 政 情 報 コ ー ナ ー	356	1	1	60	0	4,445
砧 区 政 情 報 コ ー ナ ー	824	0	0	38	0	8,711
烏 山 区 政 情 報 コ ー ナ ー	5,836	0	0	75	0	3,758
合 計	24,732	37	62	3,309	35	32,951

5 令和5年度区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナー蔵書数（令和6年3月31日現在）

	世田谷区	都・区市町村	道府県・市町村	国	その他	DVD等	合計
区 政 情 報 セ ン タ ー	6,367	425	2	159	519	208	7,680
北 沢 区 政 情 報 コ ー ナ ー	1,667	56	0	6	87	61	1,877
玉 川 区 政 情 報 コ ー ナ ー	968	32	1	6	7	65	1,079
砧 区 政 情 報 コ ー ナ ー	1,129	132	3	27	143	54	1,488
烏 山 区 政 情 報 コ ー ナ ー	925	60	0	6	21	70	1,082
合 計	11,056	705	6	204	777	458	13,206

報告第 3 7 0 号

令和 5 年度 個人情報保護制度の実施状況について

1 保有個人情報の開示請求の状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況								決定期間の延長	
		全部開示	部分開示	不 開 示			取下げ	拒否	3 0 日まで の延長	3 0 日を 超える延長	
				不開示	不存在	存否応答拒否等					
区 長	2 2 8	3 1	1 3 1	6 3	4 4	1 7	2	2	1	1 6	4
教 育 委 員 会	2 1	0	1 7	2	0	2	0	0	2	6	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2 4 9	3 1	1 4 8	6 5	4 4	1 9	2	2	3	2 2	4

2 保有個人情報の訂正請求の状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況				決定期間の延長	
		訂正	不訂正	取下げ	拒否	30日まで の延長	30日を 超える延長
区 長	1	1	0	0	0	0	1
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1	1	0	0	0	0	1

3 保有個人情報の利用停止請求の状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況				決定期間の延長	
		利用停止	不利用停止	取下げ	拒否	30日まで の延長	30日を 超える延長
区 長	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

4 不服申立ての状況

件 数	処 理 状 況				
	処理済	審査中	取下げ	却 下	その他
4	0	4	0	0	0